

政令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項及び第七項、第二十七条の十六第一項並びに第四十四条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表建設機械施工の項を次のように改める。

建設機械 施工管理	建設機械の統一的かつ能率的な運用を必要とする建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術
--------------	---

第三十四条第三項中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に、「実地試験」を「第二次検定」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(技術検定の科目及び基準)

第三十五条 第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、国土交通省令で定める。

第三十六条の見出しを「(第一次検定の受検資格)」に改め、同条第一項中「技術検定を」を「第一次検定を」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者

第三十六条第二項を次のように改める。

2 二級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者とする。

第五十三条を第五十四条とし、第四十二条から第五十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十一条の見出しを「(受検手数料等)」に改め、同条第一項中「学科試験又は実地試験の受験手数料

」を「第一次検定又は第二次検定の受験手数料」に改め、同項ただし書中「第三十八条」を「第三十九条」に、「学科試験又は実地試験」を「第一次検定又は第二次検定」に改め、同項の表を次のように改める。

一級

二級

検定種目	第一次検定		第二次検定	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
建設機械施工管理	一万四千七百元	三万八千七百元	一万四千七百元	二万七千百元
土木施工管理	一万五百円	一万五百円	五千二百五十円	五千二百五十円
建築施工管理	一万八百元	一万八百元	五千四百円	五千四百円
電気工事施工管理	一万三千二百円	一万三千二百円	六千六百元	六千六百元
管工事施工管理	一万五百円	一万五百円	五千二百五十円	五千二百五十円
電気通信工事施工管理	一万三千元	一万三千元	六千五百円	六千五百円
造園施工管理	一万四千四百円	一万四千四百円	七千二百円	七千二百円

第四十一条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。

第三十九条中「第二十七条第五項」を「第二十七条第七項」に改め、「は、」の下に「第一次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては」を加え、同条を第四十条とする。

第三十八条の見出し中「試験」を「検定」に改め、同条中「試験を」を「検定を」に改め、同条の表を次

のように改める。

一級の第二次検定に合格した者	二級の第一次検定又は第二次検定の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の第二次検定に合格した者	種目を同じくする一級の第一次検定又は第二次検定の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受け た者又は国土交通大臣が定める 検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣が定める第一次検定又は第二次検定の全部又は一部

第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条中「前条」を「前二条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(第二次検定の受検資格)

第三十七条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定に合格した者（当該第一次検定を前条第一項第三号に該当する者として受検した者（同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。）にあつては、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するものに限る。）

二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

2 二級の第二次検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 建設機械施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む

。 (2) 及び次号イ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(3) 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者

(4) 建設機械施工管理に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者
実務経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次のいずれかに該当する者

イ 受検しようとする第二次検定と種目を同じくする二級の第一次検定に合格した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。）に関し三年以上の実務経験を有する者で

在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 一部施行日前にこの政令による改正前の建設業法施行令（次項及び第三項において「旧令」という。）第三十四条第一項の表検定種目の欄に規定する建設機械施工に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、それぞれこの政令による改正後の建設業法施行令第三十四条第一項の表検定種目の欄に規定する建設機械施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者とみなす。

2 一部施行日前最後に行われた建設機械施工、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理（次項において「旧検定種目」という。）に係る一級の技術検定の学科試験に合格し、かつ、この政令の施行の際現に旧令第三十八条の規定により同条の表一級の技術検定の学科試験に合格した者の項下欄に掲げる試験の免除を受けている者（一部施行日の前日において同条の規定により当該試験の免除を受けることができた者を含む。）は、それぞれこの政令の施行後最初に行われる建設機械施工管理、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理（次項において「新検定種目」という。）に係る一級の第二次検定の受検資格を有する者とみなす。

3 一部施行日前に旧検定種目に係る二級の技術検定の学科試験に合格し、かつ、この政令の施行の際現に旧令第三十八条の規定により同条の表二級の技術検定の学科試験に合格した者の項下欄に掲げる試験の免除を受けている者（一部施行日の前日において同条の規定により当該試験の免除を受けることができた者を含む。）は、国土交通大臣が定める期間内に限り、それぞれ新検定種目に係る二級の第二次検定の受検資格を有する者とみなす。

(国土交通省組織令の一部改正)

第三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号及び第四十七条第六号中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に改める。